

くらしに隠されている「事実」を探り、安心な生活を提供出来る支援を考える 生活保護につなげた一事例



わたしたちの事務所は介護に収まらない「よろず相談所」ともいえる様々な相談が寄せられます。

わたしたちにアクセスするルートはお友達から、行政の退職者のかた（現職では特定の事務所には紹介出来ませんから）議員の方など様々な経路をたどってきます。

先日は61歳の男性のご兄弟からの相談でした。

訴えは、若い頃に患った脳梗塞で障害年金が受給できないかというものでした。

この方は障がいを負ってからも不自由な身体をおしてお仕事をされています。

長岡京市内のアパートから自転車を杖代わりにして毎日向日市にある職場まで雨の日も風の日も通勤です。

それだけががんばっての収入は月に手取りでおよそ14万円。

家賃は4万円。

月の生活費は残された10万円です。が、そこから借金の支払いもあるようです。

10万円に満たない手持ち金でお医者さんへの医療費の支払いも3割負担であります。

すると自由になるお金は僅かです。

そこで障害年金の前に安心出来る収入の確保が欠かせないと判断出来ます。

いちばん始めにこの方に提案したのは生活保護の申請です。

みなさんは生活保護について誤解をされている人がいらっしやいます。

収入があっても
仕事をしていても
家があっても
生命保険があっても
車を持っていても

条件を満たしたならば生活保護は受けられるのです。

この方の場合は保護基準はおよそ135,900円です。収入から医療費を支払えば生活保護の基準を下回ります。それに加えてこれから介護サービスを使えばさらに保護基準を下回ります。お仕事をされているので収入から一定の控除もあります。

そのうえで基準に満たない金額を支援するのが生活保護制度です。

なぜこれを優先したのか？

それは保護を受けられたなら、危険な2階での生活の場を1階に転居する費用も支給される可能性があります。

ご本人の願いである、障害年金も診断書料や取得に要する費用も生活保護で支払われる可能性があるのです。

そして年金支給が可能になれば生活保護は「廃止」にできるのです。

くわえて借金の整理に弁護士さんを利用する際には「法テラス」を利用して、弁護士費用も支援してもらえます。

だから、何よりも優先して生活保護の申請をしたのです。

生活保護法は利用者の方々の自立をお手伝いする制度。

こういう使い方が理想ですよ。

目の前に見えている身体が不自由と言う事実の裏に貧困が隠されている事はよくあることです。

お金がなければ医療も介護のみならず、生活そのものが脅かされます。

わたしたちはその人の全体を見つめて支援の道筋を考えていきます。



有限会社 おとくに福祉研究所

きょうと福祉倶楽部

☎075-958-2560